



2015年に発覚した東芝の不正会計問題に関して

は、さまざまな訴訟が行われており、現在もそれぞれの関係者間で司法の場での争いが続いています。少し前の話となりますが、本年3月28日、会社及び株主(株主代表訴訟)が旧経営陣を訴えていた民事裁判での判決が東京地裁より出されました。その判決は旧経営陣5人に対して3億円の支

司法に積極的な会計士の知見活用を

失引当金過少計上、②パソコン事業でのバイセル取引(有償支給取引)③テレビ事業での経費計上先送りであったのですが、東京地裁は、①に関してはその違法性を認めるも、②、③はいずれも違法性はないと結論付けています。②は、会社が将来買い戻すことが条件の部品をその支給時に利益計上する明らかな利益操作であり、不正となる会計基準違反ですが、判決では「少なくとも当時はあり得た会計処理」としています。また、③に関しても「前提となる事実を認める証拠が

ない」として会計基準違反には当たらないとしています。一方で金融庁は2015年、本件に関して、東芝に対して有価証券虚偽記載(粉飾)として73億円の課徴金納付命令を行い、監査を担当していた新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)に対しても21億円の課徴金納付命令、一部業務停止等の行政処分を

東芝不正会計事件で

異なる判断

払いを命ずるものでした。不正会計として問題となった会計処理は、①原発事業を含むインフラ事業での損



愛知淑徳大学 教授 前田 篤
知ス部 愛知淑徳大学 教授 前田 篤
ビジネス

「なせ、このようなことが起こってしまうのでしょうか。日本の司法では経済事件に関して公認会計士を積極的に活用すればいいのではないか。今こそ、第三者委員会などを設置して、会社の不正を調査、報告することが行われるようになりませんが、かかる経済事件では財務諸表を読み解くこと、いわゆる会計リテラシーは必須のスキルとなります。アメリカ、イギリスの司法では法廷会計(Forensic)という公認会計士の専門業務があり、司法の場でも大いに活躍しているとのこと

です。日本の司法も公認会計士を積極的に活用し、その知見を利用すべきものと考えます。

ちなみに上記判決に関しては、旧経営陣5人、東芝及び株主双方がその判決を不服として控訴しています。

また、あつし 監査論、会計実務。慶応義塾大学経済学部卒業。監査法人伊東会計事務所(現PWC)あらた有限責任監査法人)などを経て現職。1959年生まれ。